

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年11月29日(2012.11.29)

【公開番号】特開2011-83394(P2011-83394A)

【公開日】平成23年4月28日(2011.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-017

【出願番号】特願2009-237817(P2009-237817)

【国際特許分類】

A 6 1 N 2/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 N 1/42 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月15日(2012.10.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

貼り付け部材により使用者の皮膚表面に貼り付けて用いる家庭用永久磁石磁気治療器であって、

柱状の内部空間を有する永久磁石部収納部を有し、厚さが0.5mm～2.2mmの範囲内にある保護ケース部と、

前記永久磁石部収納部に収納され、厚さが0.3mm～1.2mmの範囲内にある柱状のネオジム・鉄・ホウ素系合金焼結磁石からなる永久磁石部とを備え、

前記保護ケース部の厚さ方向に沿った前記永久磁石部の長さは、前記保護ケース部の厚さ方向に沿った前記内部空間の長さよりも、0.05mm以上短く、

前記永久磁石部は、前記内部空間内において、「前記保護ケース部の厚さ方向に直交する方向」に沿って移動可能な状態で、前記永久磁石部収納部に収納されており、

前記保護ケース部は、使用時に使用者の皮膚表面側に位置することとなり非磁性金属材料からなる第1ケース部材と、使用時に使用者の皮膚表面側とは反対側に位置することとなり非磁性金属材料からなる第2ケース部材とを有し、

前記永久磁石部収納部は、前記第1ケース部材の内面と前記第2ケース部材の内面により形成されており、

前記第1ケース部材の外面及び前記第2ケース部材の外面にはともに、金、白金、ロジウム又はパラジウムを主成分とする保護コーティング層が形成されていることを特徴とする家庭用永久磁石磁気治療器。

【請求項2】

請求項1に記載の家庭用永久磁石磁気治療器において、

前記第1ケース部材及び前記第2ケース部材と、前記保護コーティング層との間には、ニッケル、パラジウム又はニッケル・パラジウム合金からなる下地めっき層が形成されていることを特徴とする家庭用永久磁石磁気治療器。

【請求項3】

請求項2に記載の家庭用永久磁石磁気治療器において、

前記第1ケース部材の内面及び前記第2ケース部材の内面にも、金、白金、ロジウム又はパラジウムを主成分とする保護コーティング層が形成され、

前記第1ケース部材及び前記第2ケース部材と、前記保護コーティング層との間には、

前記下地めっき層として、同種の下地めっき層が略同一厚さで形成されていることを特徴とする家庭用永久磁石磁気治療器。

【請求項 4】

請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載の家庭用永久磁石磁気治療器において、

前記保護コーティング層は、ゲルマニウム、ラジウム又はトルマリンを含有することを特徴とする家庭用永久磁石磁気治療器。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の家庭用永久磁石磁気治療器において、

前記家庭用永久磁石磁気治療器の表面には、含侵、ディッピング、吹き付け塗装、電着塗装又は焼き付け塗装による封孔処理が施されていることを特徴とする家庭用永久磁石磁気治療器。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の家庭用永久磁石磁気治療器において、

前記保護ケース部の角部には、丸め加工、面取り加工又はその両方が施されていることを特徴とする家庭用永久磁石磁気治療器。